

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第359号)

平成17年2月18日

横情審答申第359号

平成17年2月18日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年11月4日教文財第237号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市教育委員会所轄 緑区 95 番遺跡（古墳後期横穴墓）の調査
報告書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「横浜市教育委員会所轄 緑区 95 番遺跡（古墳後期横穴墓）の調査報告書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市教育委員会所轄 緑区 95 番遺跡（古墳後期横穴墓）の調査報告書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 15 年 7 月 22 日付で行った本件申立文書の非開示決定の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する行政文書は存在しないため非開示としたものであり、その理由について実施機関は、本件申立文書は、調査者から報告書の提出を受けておらず、保有していないため、非開示としたと説明している。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第57条の2の2の違法及び行政の法に基づく法の遵守及び管理責任の不履行は、違法であり不当である。
- (3) 実施機関は、非開示の根拠規定として情報公開条例第10条第2項を示したが、本件請求は、当初より第三者による遺跡発掘調査である旨明示しており、同条例第15条第1項及び第2項が本来は該当するものと思量され、その上で本件請求に基づいて調査報告書として開示することが妥当であり、今日の非開示決定根拠は不当である。

5 審査会の判断

- (1) 埋蔵文化財の発掘調査について

法第57条第1項では、土地に埋蔵されている文化財について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならないと規定している。また、法第57条第2項では、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示することができるかと規定している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、神奈川県住宅供給公社による団地建設に伴い、昭和55年6月から同年8月まで行われていた緑区三保町における埋蔵文化財の発掘調査に係る調査報告書である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書については、調査者から報告書の提出を受けておらず、保有していないため非開示としたと主張している。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の不存在について調査するため、平成16年12月24日に実施機関の事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求に係る調査報告書について指導・調整する責務は、神奈川県住宅供給公社による団地建設に伴う埋蔵文化財の発掘調査であるため、昭和55年当時の慣例として神奈川県が負うものとしており、実施機関としては、調査報告書を受理する立場になかった。

(イ) 昭和55年当時、慣例で埋蔵文化財の発掘調査に係る事務が行われていたことについて、県及び市が処理する事務の範囲が不明確であったため、覚書を締結しなければならないとの判断から、現時点では覚書が作成されている。

(ウ) 昭和55年当時、本件請求に係る埋蔵文化財の調査者は、発掘届については、実施機関及び神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を經由して文化庁長官あてに届出をしなければならないため、実施機関は、調査者からの届出の際に、調査終了後に調査報告書を提出するよう指示を行っているはずであり、また、調査終了の確認は、県教育委員会の担当職員の立会いのもとに行われるため、その際にも、県教育委員会から調査報告書を提出するよう指示が行われているはずである。

ウ 以上の実施機関の説明を受け、当審査会は、県及び市が処理する事務の範囲に係る規定について確認した。

(ア) 法第99条では、法第57条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定に

よる指示及び命令について、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができると規定している。

- (イ) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第36条の8第1号ウでは、法の施行に係る事務のうち、教育委員会規則に基づく事務で別に教育委員会規則で定めるものについて、当該文化財の所在する地域を管轄する市町村が処理することと規定している。

また、神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和51年神奈川県教育委員会規則第14号）第40条では、神奈川県文化財保護条例第36条の8第1号ウの教育委員会規則で定める事務は、法第57条第1項の規定による届出（県が出資している法人からの届出を除く。）に係る埋蔵文化財の現況の調査及び届出者との協議等であると規定している。

- (ウ) 神奈川県県土整備部と県教育委員会との間で交わされた、県土整備部の事業施行に伴う埋蔵文化財発掘調査に関する覚書（平成13年3月27日）では、国・県等の公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査は、文化庁の指導により県教育委員会若しくはその指定する者が実施すること、また、神奈川県においては全事業について、県設置の発掘調査機関である財団法人かながわ考古学財団が受託のうえ実施するものと規定している。

- (I) このように、現在では、県教育委員会及び実施機関の処理する事務の範囲について規定されており、それによると、神奈川県住宅供給公社等県が出資している法人からの届出に係る調査及び協議については、県教育委員会が処理すべき事務であることが認められる。これは、実施機関の説明のとおり、過去の慣例を覚書等により規定したものであり、昭和55年当時は事務が慣例で行われ、規定はなかったものと推察される。

エ これらのことから、本件申立文書については、県教育委員会が調査者に対し、提出についての指導・調整を行う立場であるため、実施機関は調査報告書を受理する立場にないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

よって、調査者から本件申立文書の提出を受けておらず保有していないとする実施機関の主張については、特段不合理な点は認められなかった。

なお、当審査会が県教育委員会教育庁教育部生涯学習文化財課に確認したところ、本件請求に係る調査報告書は同課には提出されていないことが認められた。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 15 年 11 月 4 日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 15 年 11 月 21 日 (第 24 回第一部会) 平成 15 年 11 月 28 日 (第 24 回第二部会)	・諮問の報告
平成 16 年 3 月 19 日 (第 284 回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成 16 年 12 月 10 日 (第 52 回第二部会)	・審議
平成 16 年 12 月 24 日 (第 53 回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成 17 年 1 月 14 日 (第 54 回第二部会)	・審議
平成 17 年 1 月 21 日 (第 55 回第二部会)	・審議